



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—ASU案「保険契約(Topic 834)」を公表

FASBは2013年6月27日に、発行企業及び保有企業の種類に関係なく、企業が発行した保険契約及び再保険契約、並びに保有している再保険契約の会計処理及び財務報告の方法を変更することになる会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)案「保険契約(Topic 834)」を公表した¹。このASU案は、一般に保険会社のみにも適用され類似の契約(例: 特定の金融保証契約)を発行している非保険会社には適用されない保険契約に関する現行のU.S. GAAPとは異なっている。再保険契約を除いて、ASU案は保険契約者の会計処理に対処していない。

ASU案は、大部分の生命保険、年金及び長期健康保険契約の会計処理に関して(契約に基づく将来キャッシュフローの割引後の見積額及び契約開始時の利得を排除したマージンに基づく)ビルディング・ブロック・アプローチを採用し、大部分の損害保険及び短期健康保険契約の会計処理に関して(契約に基づく残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債から構成される)保険料配分アプローチを採用している。これらのアプローチは、特定の種類の保険契約に対処するために開発され、現在使用されている数多くの会計モデルに取って代わることになる。

財務諸表上の保険契約の表示に関する規定は、現行の規定から大きく変更される。また、財務諸表注記における開示は拡充されることになる。

ASU案は遡及適用が要求されており、早期適用は禁止されている。FASBは適用日を明確にしていないが、適切な時期について市場関係者のフィードバックを求めている。非公開企業の適用日は、公開企業の適用日から早くても1年後となる可能性が高い。コメントの締切りは2013年10月25日である。

FASBは保険契約の公開草案について、IASBと共同で審議を行ってきた。IASBは、2013年6月20日に再公開草案を公表し、2010年の公開草案からの主要な変更点に焦点を当てた論点を提示している²。両ボードの提案は多くの点で一致しているものの、測定モデルの主な特徴及び適用範囲の一部の要素については異なっている。

KPMGは、ASU案の内容及び保険契約を発行する企業がこのASU案によって受ける影響について、追加的な解説を公表する予定である。

1 FASB ASU案「保険契約(Topic 834)」2013年6月27日。 www.fasb.org より入手可能。

2 IASB再公開草案「保険契約」(ED/2013/7) 2013年6月20日、及びIASB公開草案「保険契約」(ED/2010/8) 2010年7月。ともに、www.ifrs.org より入手可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Jul. 2013 No. 13-32をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。